

神戸市外国語大学
新型コロナウイルス感染症等対応マニュアル

第10版：2023年5月9日

目次

1. 本マニュアルの趣旨.....	3
2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針.....	3
3. 感染予防対策	4
4. 入構制限	5
5. 授業の実施形態	6
6. 学生の課外活動	6
7. 学内行事等	7
8. 事務局体制	7
9. 学内会議	8
10. 教職員の国内出張.....	8
11. 学生の公休の取り扱い.....	9
12. 感染者の人権について.....	11
13. 大学における主な相談窓口.....	11

1. 本マニュアルの趣旨

神戸市外国語大学（以下、「本学」という。）の学生、教職員等、本学におけるすべての構成員の生命と安全、健康を守るため、また感染拡大防止の社会的責任を果たすために、各構成員が取るべき行動をリスクレベルに応じて示します。

なお、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症等にかかわる動向や政府・自治体等の方針、兵庫県内や学内等における感染等の状況によって、対応を随時見直し、改訂するものとします。

2. 新型コロナウイルス感染症等に対する本学の対応方針

- ・「神戸市外国語大学新型コロナウイルス感染症等に対する対応指針」（別紙）に基づき、リスクレベル（レベル0～4）を判断し、レベルに応じて活動の制限を行います
- ・リスクレベルは、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で決定します。
- ・本指針の内容を変更した場合は、速やかに全構成員に周知します。

<リスクレベル判断の目安>

リスクレベル	判断の目安
レベル0 (通常)	・新型コロナウイルス感染症が第5類に分類される
レベル1 (一部制限)	・兵庫県内で感染事例が認められない もしくは 兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない。 ・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている。
レベル2 (制限—小)	・兵庫県内で感染者が発生しており、感染拡大の恐れが認められる。 ・国や兵庫県から外出自粛や府県をまたぐ移動自粛要請等が発出されている。
レベル3 (制限—中)	・政府等から緊急事態宣言が発令されている。 ・兵庫県から休業要請が発出されている。
レベル4 (制限—大)	緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、学内において、感染者及び濃厚接触者が複数名おり感染がまん延する危険性がある場合。

3. 感染予防対策

感染予防のため、以下の基本的な対策にご協力いただきますようお願い致します。

①検温・健康管理の徹底について

登校/出勤前に体温を計り健康状態を確認することを推奨します。

②マスク着用

マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されます。ただし、教員が授業中、授業運営上の必要性等の理由により、学生に対してマスクの着用（あるいはマスクを外すこと）を求めることがあった場合は、学生はその指示に従ってください。なお、特段の事情がある場合は教員へ申し出てください。

③手洗い等による感染予防

咳エチケット*やせっけんによる手洗い・顔洗い、アルコール消毒、うがい等予防へのご協力をお願いいたします。

※ 咳エチケットとは感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

④換気について

学内各種施設・事務室において、積極的に換気にご協力頂きますようお願い致します。

4. 入構制限

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて市民/学生の入構制限を判断します。入構を許可する場合には、学内における感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	市民の入構は、本学施設を利用する場合を除き禁止とします。 学生の入構は、制限しませんが、必要以上に長く大学内に滞在することの無いよう心がけてください。 【図書館の利用】 感染拡大防止に配慮して、学内者及び市民の利用を許可します（通常通りの曜日、時間帯で開館します）。
レベル2	市民の入構は禁止とします。 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用・課外活動以外の立ち入りをできるだけ自粛してください。 【図書館の利用】 感染予防対策を十分に講じられる範囲において学内者及び市民の利用を許可します（通常通りの曜日、時間帯で開館します）。
レベル3	学生・市民の入構を禁止します。学生の来学は、授業の受講や大学が認めた課外活動により本学施設を利用する場合、直接対面を要する奨学金手続き等、来学が必要な場合のみ許可します。 【図書館の利用】 図書館は閉館します。（ただし、教員の利用並びに許可された授業の受講等のために来学した学生の利用は認めます。）
レベル4	学生・市民の入構を禁止します。 【図書館の利用】図書館は閉館します。（教員、学生の利用も禁止します。）

5. 授業の実施形態

共通

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて授業の実施形態を判断します。

リスクレベルが高い場合は必要に応じてオンライン授業を導入することとし、対面授業を行う場合には、「学生への検温・マスク着用等の指導」や「パーティションの設置」等、必要な対策を講じます。一つの授業で同時に複数名の感染者が出た場合は、授業実施形態を個別に判断します。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	原則対面とします。 (ただし、やむを得ない事情がある場合に一部オンラインを併用して実施します。)
レベル2	原則対面とします。 (ただし、やむを得ない事情がある場合に一部オンラインを併用して実施します。)
レベル3	原則オンライン授業とします。 (ただし、一定条件を満たす場合はオンラインと対面を併用して実施することがあります。)
レベル4	臨時休講もしくはオンライン授業とします(教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止します)。

6. 学生の課外活動

学生

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて学生の課外活動を判断します。

課外活動を認める場合においても、感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可します。
レベル2	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可します。
レベル3	原則活動禁止とします。ただし、公式戦等への参加、及び参加に向けた活動のうち、大学が必要と認めたものについては、感染拡大防止措置を講じることを前提に、必要最小限の活動を許可します。
レベル4	全面活動禁止とします。

7. 学内行事等

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて大学主催の学内行事の実施を判断します。行事を実施する場合にも、行事の実施形態に応じて必要な感染予防対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	感染防止措置を講じた上で、対面で実施します。
レベル2	原則としてオンラインで開催します。 ただし、大学が必要と認めるものは、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します。
レベル3	オンライン開催のみとします。
レベル4	オンライン開催のみとします。

8. 事務局体制

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じた事務局体制とします。
「在宅勤務」「時差出勤」等の必要な措置を講じ、感染拡大を防ぐ取組みを行います。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (在宅勤務の制度は継続します。)
レベル2	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (在宅勤務の制度は継続します。)
レベル3	感染拡大防止に配慮しつつ、業務上必要な人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。
レベル4	原則として全ての事務所を閉鎖します。 大学機能を最低限維持するため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とします。

※ 事務局職員の時差出勤・在宅勤務の実施頻度については、感染拡大状況に応じて、都度判断します。

※ 教員は、教育・研究活動に支障がない程度に、状況に応じて在宅勤務を実施します。

9. 学内会議

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の会議の実施形態を判断します。
対面での会議を実施する場合には、必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	感染拡大防止に配慮し、対面での会議を行います。 ただし、参加人数が多いなど「3密」を避けることが出来ない場合はメール審議またはオンライン会議とします。
レベル2	原則としてメール審議またはオンライン会議とします。 ただし、対面での実施が必要な場合は、感染防止措置を講じた上で実施します。
レベル3	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします。
レベル4	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします（緊急のものに限る）。

10. 教職員の国内出張

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の国内出張を判断します。
また、政府や自治体からの移動自粛要請を鑑み、状況に応じて必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	基本的な感染症対策等につきましては暫定的に継続しますが、特段の制限等は設けないものとします。
レベル1	感染拡大防止に配慮しつつ、必要な出張については許可します。
レベル2	国や自治体から移動自粛を要請されている地域以外への必要最低限の出張のみ許可します。 (移動の自粛を要請されている地域への、不要不急の出張は原則許可しません)
レベル3	全面禁止とします。
レベル4	全面禁止とします。

11. 学生の公休の取り扱い

学生

学生が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となり本学の「公休」としての取扱となります。

手続き方法は、次ページを参照してください。

公休願の手続きについて

①学生支援班の窓口で公休願兼承認書を受け取り、記入してください。

注意：この時点で担当教員に印鑑もしくはサインはもらわないでください。証明書担当が確認する前に、担当教員の印鑑もしくはサインをもらっている場合は無効となります。

②記入した公休願兼承認書と以下の書類を学生支援班窓口に提出して下さい。

提出書類 公休理由	公休願兼承認書	親族の喪に あった時の 公休願手続	会葬礼状または 死亡診断書の コピー	診断書または 罹患証明書
教育実習・ 介護等体験	○			
忌引き	○	○	○	
学校感染症	○			○

③承認が完了した公休願兼承認書を学生支援班で受け取ってください。

④承認日から 10 日以内に担当教員に公休願兼承認書を提示して下さい。
(担当教員にサインをもらって公休が成立します)

⑤担当教員のサインが入った公休願兼承認書は、
年度末の成績が出るまで保管してください。

12. 感染者の人権について

○ 感染者の情報については、個人情報保護の観点から、本情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報の取り扱いに十分注意してください。

○ 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めてください。

○ 本学構成員が新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、当然に、不利益な取扱いを受けることはありません。また、学生間、教職員等全ての構成員の間での差別的な取扱いを禁止します。

■ 法務省人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、以下の相談窓口に相談してください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

13. 大学における主な相談窓口

	担当	電話	メール
総合窓口 本件の総合窓口	総務班	078-794-8121	soumu@office.kobe-cufs.ac.jp
学部授業	教務入試班	078-794-8133	kyomu@office.kobe-cufs.ac.jp
公休	学生支援班	078-794-8131	gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp
保健室	保健室	078-794-8136	healthcare@office.kobe-cufs.ac.jp
メンタルヘルス	学生相談室	078-794-8135	counseling@office.kobe-cufs.ac.jp
大学院	研究所班	078-794-8238	grad_kcufs@office.kobe-cufs.ac.jp
留学	国際交流班	078-794-8171	international-office @office.kobe-cufs.ac.jp
図書館	学術情報班	078-794-8151	lib-staff @office.kobe-cufs.ac.jp